（研修の課程）

第二十二条の二十三　令第三条第一項第一号イ及びロに掲げる研修（以下この条から第二十二条の二十九までにおいて「研修」という。）の課程は、介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とする。

2　（略）

（証明書の様式）

第二十二条の二十五　令第三条第一項第一号に規定する証明書の様式は、様式第十一号によるものとする。

（指定の申請）

第二十二条の二十六　令第三条第一項第一号ロの事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地（講義を通信の方法によって行おうとする者にあっては、主たる事業所の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～九　（略）

2　（略）

（介護員養成研修の指定の基準）

第二十二条の二十七　令第三条第一項第一号ロの厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる研修の課程の区分に応じて、当該各号に定める基準とする。

一　介護職員初任者研修課程

イ　修業年限は、おおむね八月以内であること。

ロ　研修の内容は、第二十二条の二十三第二項に規定する基準以上であること。

ハ　ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

ニ　講師は、介護職員初任者研修課程を教授するのに適当な者であること。

ホ　実習を行う場合にあっては、ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

ヘ　実習を行う場合にあっては、実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

二　生活援助従事者研修課程

イ　修業年限は、おおむね四月以内であること。

ロ　研修の内容は、第二十二条の二十三第二項に規定する基準以上であること。

ハ　ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

ニ　講師は、生活援助従事者研修課程を教授するのに適当な者であること。

ホ　実習を行う場合にあっては、ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

ヘ　実習を行う場合にあっては、実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

2　講義を通信の方法によって行う研修にあっては、前項第一号又は第二号に定める基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一～三　（略）

（研修の課程）

第二十二条の二十三　令第三条第一項各号に掲げる研修（以下この条から第二十二条の二十九までにおいて「研修」という。）の課程は、介護職員初任者研修課程とする。

2　（略）

（証明書の様式）

第二十二条の二十五　令第三条第一項に規定する証明書の様式は、様式第十一号によるものとする。

（指定の申請）

第二十二条の二十六　令第三条第一項第二号の事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地（講義を通信の方法によって行おうとする者にあっては、主たる事業所の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～九　（略）

2　（略）

（介護員養成研修の指定の基準）

第二十二条の二十七　令第三条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　修業年限は、おおむね八月以内であること。

二　研修の内容は、第二十二条の二十三第二項に規定する基準以上であること。

三　前号に規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

四　講師は、介護職員初任者研修課程を教授するのに適当な者であること。

五　実習を行う場合にあっては、第二号に規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

六　実習を行う場合にあっては、実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

2　講義を通信の方法によって行う研修にあっては、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一～三　（略）